

平成24年度人事行政運営等の状況

平成25年7月

吉川松伏消防組合

地方公務員法第58条の2の規定により人事行政運営における公平性、透明性を高めるために、吉川松伏消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、平成24年度の人事行政の運営状況を公表します。

- 1 職員の任免及び職員数に関する状況…………… 1
 - (1) 職員の採用状況
 - (2) 職位別任用状況
 - (3) 職員の退職・再就職の状況
 - (4) 所属別職員数の状況

- 2 職員の給与の状況…………… 2～4
 - (1) 人件費の状況
 - (2) 職員給与費の状況
 - (3) 職員の平均給料月額、平均年齢等の状況
 - (4) 職員の初任給の状況
 - (5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況
 - (6) 級別職員数の状況
 - (7) 職員の手当の状況①
 - (8) 職員の手当の状況②《期末勤勉手当・退職手当》
 - (9) 特別職（管理者等・議長等）の報酬等の状況

- 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況…………… 5～6
 - (1) 勤務時間の概要
 - (2) 休暇制度の概要・種類等
 - (3) 年次有給休暇の取得状況
 - (4) 育児休業等の取得状況
 - (5) 時間外勤務の状況

- 4 職員の分限及び懲戒処分の状況…………… 6

- 5 職員のサービスの状況…………… 6
 - (1) 職員の守るべき義務の概要
 - (2) 職務専念義務免除の状況
 - (3) 営利企業等従事の状況

- 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況…………… 6～7
 - (1) 職員研修の概要
 - (2) 職員の勤務成績の評定方法及び活用方法の概要

- 7 職員の福祉及び利益の保護の状況…………… 7
 - (1) 福利厚生制度の概要
 - (2) 福利厚生に係る負担状況
 - (3) 公務災害の発生状況
 - (4) 勤務条件に関する措置の要求の状況
 - (5) 不利益処分に関する不服申立ての状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況

区 分	人数(人)
平成24年度	8 (1)

※ ()内は女性の人数

(2) 職位別任用状況 (平成25年3月31日現在)

職 位	人数(人)
消防長 (消防監)	1
次長級 (消防司令長)	1
課長級 (消防司令長)	8
課長補佐級 (消防司令)	13
計	23

(3) 職員の退職・再任用の状況 (平成25年3月31日現在)

種 類	人数(人)
定年退職	8
勸奨退職	3
自己都合退職	0
その他(死亡、免職、失職)	0
退職者計	11
再任用	1

(4) 所属別職員数の状況 (各年4月1日現在)

区 分	職員数 (人)		対前年増減数(人)
	平成24年	平成25年	
部門			
消防本部	2	2	±0
総務課	21	23	2
予防課	7	7	±0
警防課	6	7	1
指令課	11	—	△11
小 計	47	39	△8
消防署			
吉川消防署	53	62	9
吉川消防署南分署	19	19	±0
松伏消防署	29	29	±0
小 計	101	110	9
合 計	148	149	1

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（平成24年度決算）

区分	管内人口 (平成23年度末)	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	平成23年度 の人件費率
消防組合	99,118人	1,541,643千円	1,157,349千円	75.1%	69.6%

※ 特別職（管理者等、議員等、消防団）に支給される給料・報酬なども含まれます。

(2) 職員給与費の状況（平成24年度決算）

区分	職員数 (A)	給与費 (千円)				1人当たり給与費 (B/A・千円)
		給料	職員手当	期末勤勉手当	合計 (B)	
消防組合	148	502,447	139,268	183,557	825,272	5,576

※ 職員手当は退職手当を含めていません。

(3) 職員の平均給料月額、平均年齢等の状況（平成25年4月1日現在）

区分	平均給料	平均年齢
消防組合	269,154円	33.4歳

(4) 職員の初任給の状況（平成25年4月1日現在）

区分	大学卒	高校卒
消防組合	178,800円	149,800円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成25年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
大学卒	262,000円	312,200円	—
高校卒	223,900円	269,600円	338,500円

(6) 級別職員数の状況（平成25年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	合計
標準的な 職名	主事	主任	係長 主査 副分署長 副中隊長	課長補佐 副主幹 当直司令 室長 分署長 副当直司令 副室長 中隊長	課長 主幹 署長 分署長	次長	消防長	—
階級	消防副士長 消防士	消防士長	消防司令補	消防司令	消防司令長	消防司令長	消防監	—
職員数(人)	68	32	30	13	4	1	1	149
構成比(%)	45.6	21.5	20.1	8.7	2.7	0.7	0.7	100.0

(7) 職員手当の状況 (平成25年4月1日現在)

区分	概要
地域手当	支給率 3%
扶養手当	① 配偶者：13,000円 ② 配偶者以外：6,500円 ③ その他：特定扶養(満16歳～22歳未満の子1人につき5,000円加算)
住居手当	① 借家等住居者：家賃額に応じて支給(最高27,000円) ② 持家居住者：4,500円(新築等から5年間5,500円)
通勤手当	① 交通機関(電車等)利用者：6月定期券等相当額 ② 交通用具(自動車)利用者：距離に応じた定額(2,900円～24,500円)
期末・勤勉手当	① 6月期：1.90ヶ月分 ② 12月期：2.05ヶ月分 合計3.95ヶ月分
時間外勤務手当	正規の勤務時間外に勤務したときに支給 ① 勤務日における時間外勤務1時間につき：当該職員の時間単価×125/100 (22時から翌朝5時までの深夜勤務は150/100) 月60時間を超える時間外勤務は、それぞれ150/100、175/100 ② 週休日における時間外勤務1時間につき：当該職員の時間単価×135/100 (22時から翌朝5時までの深夜勤務は160/100) 月60時間を超える時間外勤務は、それぞれ150/100、175/100
特殊勤務手当	① 火災出動：1回200円 ②-1 救急出動：1回200円(救急支援も同じ) ②-2 救急出動：1回500円(救命処置を実施したとき) ③ 潜水手当：1回500円
夜間勤務手当	深夜(22時から翌朝5時の間)に正規の勤務時間が割り振られた職員に支給：当該職員の時間単価×25/100
休日勤務手当	祝日及び年末年始の休日において勤務した職員に支給 当該職員の時間単価×135/100
その他	管理職手当

(8) 職員手当の状況（期末勤勉手当・退職手当）（平成24年度）

区 分		消防組合	
期末手当 勤勉手当		期末手当	勤勉手当
	6 月期	1.225 月分	0.675 月分
	12 月期	1.375 月分	0.675 月分
	計	2.60 月分	1.35 月分
退職手当		自己都合	勸奨・定年
	勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分
	勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分
	勤続 30 年	41.50 月分	50.70 月分
	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
平成 24 年度 退職者 1 人 当たりの平 均支給額	26,604,133 円		

※ 期末・勤勉手当は、職責に応じて5～20%の加算措置があります。

(9) 特別職（管理者等・議長等）の報酬等の状況（平成25年4月1日現在）

区 分		人 員	給料・報酬月額
給料	管 理 者	1	13,800 円
	副管理者	1	12,500 円

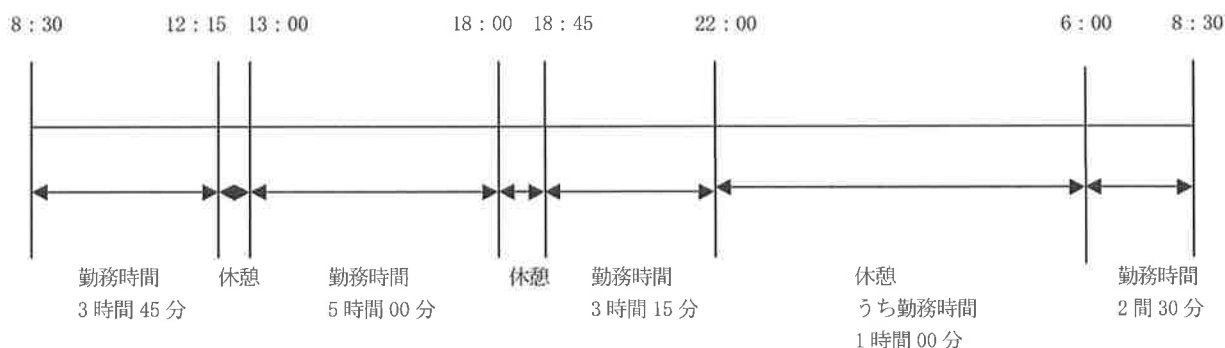
報酬	議 長	1	12,400 円
	副議長	1	11,000 円
	議 員	7	10,500 円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要

区 分	毎日勤務職員	交代制勤務職員
勤務時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時	午前 8 時 30 分～翌日の午前 8 時 30 分
1 日の勤務時間	7 時間 45 分	1 当務 (2 日間) で 15 時間 30 分
1 週間の勤務時間	38 時間 45 分	3 当務して 1 回休み、8 週間に 1 回の指定休を与え、週平均 38 時間 45 分となる。

交代制勤務者の勤務時間割振表 (指令課を除く)



交代制勤務者の勤務時間割振 (指令課)

午前 8 時 30 分から翌日の午前 8 時 30 分までの間に、15 時間 30 分となるように所属長が定める。

(2) 休暇制度の概要・種類等

職員には、法律又は条例に基づき、特別の事情が発生した場合又は休暇の条件により、勤務する義務の免除が認められています。

休暇の種類	年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇
-------	-----------------------

(3) 年次有給休暇の取得状況 (平成 25 年 3 月 31 日現在の配置、総務課付職員は除く)

区 分	人 数	取得日数	平均取得日数
毎日勤務者	22	238	10.8
交代制勤務者	115	1,241	10.8
合 計	137	1,479	10.8

(4) 育児休業等の取得状況

休業者の内訳	休業の種類	育児休業		部分休業	
			うち新規		うち新規
取得者の合計		1	—	0	—
	うち女性	1	—	—	—

(5) 時間外勤務の状況

平成 24 年度における職員の 1 月当たりの 平均時間外勤務時間数	8.2 時間
---------------------------------------	--------

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

区 分	分限処分の状況(人)	懲戒処分の状況(人)
平成 24 年度	0	0

5 職員のサービスの状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第 30 条は、サービスの根本基準として、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的実現するため、同法は、職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限など、サービス上の強い制約を課しています。

(2) 職務専念義務免除の状況

平成 24 年度における承認件数	18 件
------------------	------

(3) 営利企業等従事の許可状況

平成 24 年度における承認件数	0 件
------------------	-----

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の概要

区 分	研 修 名
消防大学校	—
消防学校	初級幹部科、警防科、救助科、救急科、警防活動教育、予防査察科、特殊災害科、初任科
国養成所	救急救命士養成教育
本部研修	救急隊員研修、サービス研修など
人材自治開発センター	課長補佐級職員研修、係長級職員研修
派遣研修	消防長会研修、救急関係研修、小型船舶研修、潜水技術研修、

(2) 職員の勤務成績の評定方法及び活用方法の概要

評定の回数	年 2 回
評定の時期	評定基準日：H24 年 8 月 1 日、H25 年 2 月 1 日
対象職員	全ての職員(派遣、長期休暇の職員を除く。)
評定の方法	A 評定：複数の上司による勤務状況の評定 B 評定：課長補佐級以上に対して、複数の部下による勤務状況の評定

評定結果の活用	適材適所への配置、職員研修の実施、昇任昇格者の選考資料
---------	-----------------------------

※ 勤務評定については、平成17年度から実施

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって定められています。共済制度を運用し、実施する主体は埼玉県市町村職員共済組合です。

事業名	事業概要
短期給付事業	組合員である職員とその家族の病気、ケガ、出産、死亡等の給付
長期給付事業	職員の退職、障害、死亡に対して年金又は一時金の給付
福祉事業	健康の保持増進事業、住宅貸付け等

(2) 福利厚生制度に係る負担状況

共済組合事業の運営費用は、組合員である職員の掛金と使用者である消防組合の負担金で賄われています。消防組合の負担金の率は法定化されています。

平成24年度の負担金	157,454千円
職員互助会への補助金	0千円

(3) 公務災害の発生状況

平成24年度中の公務災害または通勤災害発生件数		
公務災害	災害現場での負傷	0件
	その他の負傷	0件
通勤災害		0件

(4) 勤務条件に関する措置の要求の状況

措置の要求	要求なし
-------	------

(5) 不利益処分に関する不服申立ての状況

不服申立て	申立てなし
-------	-------